

議案第26号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の2及び三田市議会会議規則第17条の規定により提出する。

平成23年3月9日

| | | | | |
|---------|---|---|----|----------|
| 三田市議会議員 | 中 | 田 | 初 | 美(提出者) |
| | 同 | 長 | 谷川 | 美 樹(賛成者) |
| | 同 | 城 | 谷 | 恵 治(賛成者) |

別紙

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例修正案

議案第26号三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第5条に次の1項を加える改正規定中「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が3億円以上である場合における当該特定事業用資産」を「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が3億円以上であり、かつ、特定事業者が当該特定事業用資産を用いて特定事業を開始する日において常時使用する従業員を新たに雇用し、当該常時使用する従業員に占める市内に居住する者の割合が3分の1以上である場合における当該特定事業用資産」に改める。